◎新潟県告示第900号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項（又は第53条第１項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和８年11月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	医心館訪問介護ステーション上越	新潟県上越市下門前1698番	株式会社アンビス西日本	令和８年11月１日
訪問介護	医心館訪問介護ステーション上越Ⅱ	新潟県上越市上源入646番２	株式会社アンビス西日本	令和８年11月１日
訪問看護 介護予防訪問看護	医心館訪問看護ステーション上越	新潟県上越市下門前1698番	株式会社アンビス西日本	令和８年11月１日
訪問看護 介護予防訪問看護	医心館訪問看護ステーション上越Ⅱ	新潟県上越市上源入646番２	株式会社アンビス西日本	令和８年11月１日